

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月28日から同年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する退職金受領書から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる上、同社は、「当社が保管する退職金受領書から、申立人は、平成8年9月30日まで在籍し、申立期間に係る保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成8年8月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の保険料を納付していないと思われる。」と回答している上、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が申立人の資格喪失日を平成8年9月28日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所から提出された申立人の平成20年12月賞与に係る資料において、申立人は、その主張する標準賞与額12万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に係る給与支給明細書(平成15年4月分賞与)を所持しているため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書(平成15年4月分賞与)から、申立人は、その主張する標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの当該賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和33年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C店における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月21日から同年10月1日まで  
② 昭和44年8月21日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する申立人に係る「従業員カード」から、申立人は、当該期間において同社B店に在籍していたことが確認できる上、同社は、「申立人は、申立期間①においてB店に正社員として勤務しており、B店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得させるべきであったと考えられる。」としていることから、申立人は、当該期間において、同社B店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ

る。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店に係る昭和33年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、A社が保管する申立人に係る「従業員カード」から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し(昭和44年9月1日にA社C店から同社B店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店に係る昭和44年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から同年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る「従業員カード」から、申立人は、申立期間において同社B店に勤務していたことが確認できる上、同社は、「申立人は申立期間においてB店に勤務していた。申立人のB店での厚生年金保険被保険者資格は昭和33年9月30日までであったと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、同社B店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店に係る昭和33年8月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情  
は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 29 日から同年 9 月 1 日まで  
A 事業所に臨時職員として勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 8 月の最後の週は、A 事業所の命令で、B 事業所の引っ越しの手伝いに行ったが、8 月 31 日までは A 事業所に在籍していた。」としているが、A 事業所は、「申立人は、昭和 53 年 5 月 1 日から同年 8 月 28 日まで当事業所に勤務していたが、申立期間においては勤務していない。」と回答している。

また、A 事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の退職日は昭和 53 年 8 月 28 日、資格喪失年月日は同年 8 月 29 日と記載されている上、雇用保険の加入記録においても申立人の離職日は同年 8 月 28 日とされていることから、申立人が申立期間も引き続き、A 事業所に在籍していたことを確認することができない。

さらに、申立人が A 事業所から B 事業所に一緒に異動したとして氏名を記憶している元同僚は、オンライン記録から、申立人と同様に A 事業所における被保険者資格を昭和 53 年 8 月 29 日に喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が提出した B 事業所の「前履証明書」において、申立人と同日に退職したことが記載されている元職員のうち、照会することができた二人は、当時の状況を覚えていないとしている。

なお、申立人が「申立期間当時のことについて聞いてほしい。」として氏名を挙げた B 事業所の元職員については、所在を確認できないため、照会するこ

とができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。